

食品ロス削減に向けたさらなる取り組みの推進に関する意見書

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。2015年度に日本で発生した食品ロスの量は年間646万トンと推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に援助している食糧の約2倍に上る量となっている。

国は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、家庭での食品ロスの量を2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定めたところであるが、多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するためには、法律の制定などにより、より一層の取り組みや意識啓発を行っていくことが必要である。

食品ロスが発生する大きな要因の一つとして、食品関連事業者間において、納品期限を賞味期限の3分の1までとする商慣習がある。食品関連事業者がこうした商慣習の見直し等に取り組むとともに、国民一人一人がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等が一体となった食品ロス削減への取り組みを進めるため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
- 2 商慣習の見直し等による食品関連事業者の廃棄抑制や消費者への普及啓発、学校等における食育・環境教育の実施などの食品ロス削減国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 3 使用することなく賞味期限が近づいた防災備蓄品など、賞味期限内の未利用食品を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月15日

名 古 屋 市 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

} 宛（各 通）